

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 801 条及び第 791 条並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 11 月 1 日

(株式会社ナック)

(株式会社アップセール)

2023年11月1日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株式会社ナック
代表取締役社長 吉村 寛

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル20階
株式会社アップセール
代表取締役 川上 裕也

株式会社ナック（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社アップセール（以下、「承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社と間で締結した2023年7月28日付吸収分割契約に基づき、2023年11月1日を効力発生日として、分割会社が営む事業の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第801条及び第791条並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023年11月1日

2. 分割会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

分割会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、分割会社は会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年9月28日付で官報公告及び電子公告を行いました。

3. 承継会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本吸収分割は、会社法第796条第3項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項は

ありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収分割は、会社法第796条第3項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

承継会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社は、会社法第799条第2項の規定により、2023年9月28日付で官報公告及び電子公告を行いました。

4. 承継した権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社の酒類の通信販売事業にかかる資産の一部及び契約上の地位等を承継しました。承継した資産は3百万円であります。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2023年11月1日

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上